

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(案)に対する意見募集の結果

| No. | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 | 命令等へ反映の有無 |
|-----|---|--|-----------|
| 1 | <p>私は三重県四日市市で認可地縁団体の平津新町自治会の役員を務めています。私どもの自治会も高齢化が進んでいます。今般、書面又は電磁的方法による決議をすることができるとなりましたが、これはあくまで、例えば、電磁的方法のみによる場合には自治会構成員全員の承諾がなければ認められないということでも理解しても良いのですか。個々の自治会構成員の権利を阻害しないための発言権を確保するため、対面、書面及び電磁的方法を融合して行うことについては、自治会構成員全員の承諾が必要なのでしょうか。</p> <p>私どもの自治会に加入されている世帯は500世帯近くあり、個々の構成員は1,200人ほどおられます。よって、会場の問題もあり、私どもの自治会の総会は構成員全員からの委任状も取らずに当年度の組長及び次年度の組長の約60人だけで行われています。私からは自治会長に構成員全員での総会開催を機会あることに要請しても取り合ってもらえません。他の自治会は書面および委任状を徴求されて行っているにもかかわらず、改善されていない現状です。四日市市役所市民生活課に指導されるようお願いしても、自治会の問題については関与できないと後ろ向きの態度です。</p> <p>自治会役員全員が輪番で自治会運営を行っている以上、面倒くさいはしたくないというのが本音です。しかし、それでは地域の自主性及び自立性が損なわれることから、総務省からも地方公共団体に対して、認可地縁団体にもかかわらず、抜け道を許さないよう強く指導していただきたい。今回の主旨としては違うかもしれませんが、正直者が馬鹿をみないようにしていただきたい。四日市市役所が自治会を行政の下請けのような感覚が持っているようでしたら、その点についても改めて注意喚起していただきたい。</p> | <p>本意見募集は、令和4年5月20日に公布された下記法律(※)における地方自治法の改正により委任された事項について定める省令案に対するものです(令和4年8月20日施行)。当該省令案は、認可地縁団体において、あくまで総会を開催せずに、例外的に書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とすることを前提としています。</p> <p>※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)</p> <p>なお、上記地方自治法の主な改正内容は以下のとおりです。 ①決議事項について全員の合意は必要とせず、総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行うことについて構成員全員の承諾があれば、総会の開催の省略を認めるもの(改正地方自治法第260条の19の2第1項) ②総会における決議事項について構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされるもの(同法第260条の19の2第2項)</p> | 無 |
| 2 | <p>受付締切日時の「1日0時0分」は「1日24時0分」の誤記ではないか？ 意見公募要領に意見提出期間は「1日まで」と規定されているから。</p> | <p>御指摘ありがとうございます。意見・情報受付締切日時を「8月2日0時0分」に修正させていただきました。</p> | 無 |
| 3 | <p>デジタル化社会に必要な改正と考える</p> | <p>御意見ありがとうございます。</p> | 無 |
| 4 | <p>構成員の承諾とは認可地縁団体構成員全員に承諾を得る必要があるのか？</p> | <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)による改正後の地方自治法第260条の19の2第1項中「構成員全員の承諾」とは、認可地縁団体の構成員全員の承諾を意味します。</p> | 無 |